

佐賀県教職員互助会 貸付一覧

	生活貸付金	教育貸付金	住宅貸付金	リフォーム貸付金	車購入貸付金	
貸付限度額 (10万円単位)	200万円	300万円	5年後の退職一時金 + 200万円	300万円	300万円	
他金融機関 からの借換	○	○	×	○	○	
利率 (2019.2.1～)	月利…0.1% 年利…1.2%					
提出書類	① 貸付申込書「様式第1号」 ② 貸付借用証書「様式第2号」 ③ 貸付保険に係る個人情報の取扱に関する同意書					
貸付対象・添付書類	不要 ・在学証明書(原本) ・合格証明書(写し可) ・入学証明書(写し可) のいずれか1通を添付 ※借換の場合の添付書類は、「その他注意事項」をご参照ください。		土地付き住宅 新築購入 中古購入 新築 増築移築 住宅購入 修理 借り入れ 敷地 購入 借り入れ	①売買契約書の写 ②敷地の登記簿謄本(原本) ③確認済証の写 ④住宅の平面図の写 ①売買契約書の写 ②敷地の登記簿謄本(原本) ③住宅の登記簿謄本(原本) ④住宅の平面図の写 ①工事請負契約書の写 または工事費用見積書の写 ②敷地の登記簿謄本(原本) 及び敷地の名義人の工事承諾書の写 ③確認済証の写 ④住宅の平面図の写 ①工事請負契約書の写 または 工事費用見積書の写 ②敷地の登記簿謄本(原本) 及び 敷地の名義人の工事承諾書の写 ③住宅の登記簿謄本(原本) ④確認済証の写 ⑤住宅の平面図の写 ①売買契約書の写 ②敷地の登記簿謄本(原本) 及び 敷地の名義人の工事承諾書の写 ③住宅の登記簿謄本(原本) (新築中で未登記の場合は確認済証の写) ④住宅の平面図の写 ①工事請負契約書の写 または 工事費用見積書の写 ②住宅の登記簿謄本(原本) 及び 住宅の名義人の工事承諾書の写 ③修理箇所の図面、または写真 ①賃貸契約書の写 ②住宅の平面図の写 ①売買契約書の写 ②敷地の登記簿謄本(原本) ③住宅新築工事に係る誓約書の写 ①賃貸借契約書の写 ②住宅新築工事に係る誓約書の写	(対象) ○リフォーム全般 (増・改築、移築) ○屋根、外壁、塀、造園、 駐車場、門扉等、ソーラー パネル設置、オール電化 バリアフリー化工事 などの工事資金 ○造園、駐車場工事 ①工事請負契約書の写または 工事費用見積書の写 ②リフォーム箇所の図面又は写真	車(オートバイ)の購入 (新車・中古車)の場合 販売店と交わす注文書の写 又は 購入契約書の写 車検費用の場合 車検費用見積書(写し可) ※後日領収書を提出 車用品等の購入の場合 購入店が発行する見積書(写し可) 後日領収書を提出 ※借換の場合の添付書類は、「その他注意事項」をご参照ください。
償還方法	償還金及び利息の支払いは原則として毎月の給料(ボーナス併用償還を希望する会員はボーナスも含む)から引去ります					

<その他注意事項>

◎申込締切と貸付日

毎月月末までの申込 ⇒ 翌月 25日貸付
 毎月20日までの申込 ⇒ 翌月 5日貸付

◎貸付の制限

- ①再任用職員
- ②新規採用後の期間が6月未満の者
- ③未成年者で法定代理人の承認を得ていない者
- ④毎月償還する償還金の1月の合計額が、申込人の給料月額
10分の3に相当する額を超えることとなる者
- ⑤無給の者
- ⑥破産の手續中の者、又は破産宣告をした後、10年を経過していない者
- ⑦民事再生中の者、又は再生計画認可の決定を受けた後、10年を経過していない者
- ⑧本会が加入している貸付保険の適用を受けた後、10年を経過していない者
- ⑨会費や貸付償還金に未納があった者、又はその他償還の確実性がないと認められる者

◎償還回数の制限

原則として、在職中に終了する償還回数とします。(住宅貸付金を除く)

◎一部繰り上げ償還

【毎月償還の場合】 ⇒ 10万円以上(毎月可能)
 【ボーナス併用償還の場合】 ⇒ 20万円以上とし、1/2以上をボーナス償還による未償還残に充当。
 また、全額をボーナス償還による未償還残に充当も可能。

◎ボーナス併用償還

貸付金額が100万円以上で、かつ、ボーナスにより償還する貸付額が、貸付金額の1/2以下で50万円以上であること。(10万円単位)

◎借換の場合の添付書類

※生活貸付は不要です
 借換を行う場合、他金融機関で借り入れている借入の種類、当初借入額、残債額を証明する書類(返済予定表など)を添付してください。
 また、他金融機関への支払完了後、支払の事実を証明する書類も後日ご提出ください。

◎互助会同一貸付での借替

※償還した回数が24回未満の者は不可
 既に互助会から借り入れている方でも同一貸付が可能です。
 その場合の貸付は、未償還金を差し引いた金額が貸付限度額となります。

◎全貸付において、別途貸付保険料が必要です。

- 住宅貸付 月0.01%
- 住宅貸付以外 月0.01%

◎借りる場合は、借用金額に応じた収入印紙が必要になります。 (自治体が発行している収入証紙ではありませんので、お間違のないようお願いいたします。)

借 用 金 額	収入印紙額
10万円	200円
20万円から 50万円まで	400円
60万円から 100万円まで	1,000円
110万円から 500万円まで	2,000円
510万円から 1,000万円まで	1万円
1,010万円から 2,000万円まで	2万円